

項各号に掲げる業務又は同条第六項及び第七項の規定による市町村長の業務を行うものとする。
2 市の設置する福祉事務所に知的障害者福祉司を置いている福祉事務所があるときは、当該市長の知的障害者福祉司を置いていない福祉事務所の長は、十八歳以上の知的障害者に係る専門的相談指導については、当該市の知的障害者福祉司の技術的援助及び助言を求めなければならない。

3 市町村の設置する福祉事務所のうち知的障害者福祉司を置いている福祉事務所の長は、十八歳以上の知的障害者に係る専門的相談指導を行うに当たつて、特に専門的な知識及び技術を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。(連絡調整等の実施者)

4 第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 市町村の更生援護の実施に関する相談及び助言を求めるべき者

二 互間の連絡及び調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

三 知的障害者の福祉に関する相談及び指導のうり、実情の把握に努めること。

四 知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

五 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理的及び職能的判定を行うこと。

六 都道府県は、前項第二号ロに規定する相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む知的障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う当該都道府県以外の者に委託することができる。

2 知的障害者更生相談所は、知的障害者の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務(第十六条第一項第二号の措置に係るものに限る)並びに前条第一項第二号ロ及びハに掲載する(知的障害者更生相談所)。

第三十二条 都道府県は、知的障害者更生相談所を設けなければならない。

4 第十三条 都道府県は、その設置する知的障害者更生相談所に、知的障害者福祉司を置かなければならぬ。

5 前項に定めるもののほか、知的障害者更生相談所に關し必要な事項は、政令で定める。

(知的障害者福祉司)

6 第十四条 知的障害者の福祉に関する事業に從事する職員を養成する学校その他の施設で都道府県知事の指定するものを卒業した者

7 第十五条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長、知的障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

(民生委員の協力)

8 第十五条の二 市町村は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者(配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。)の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うこと(次項において「相談援助」という。)を、社会的信望がありかつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

(知的障害者相談員)

9 第十五条の三 市町村は、知的障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、この章に規定する更生援護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業その他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、知的障害者が、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活及び社会生活を當むために最も適切な支援が総合的に受けられるよう、福祉サービスを提供する者又はこれらに参画する者の活動の連携及び調整を図る等の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

(支援体制の整備等)

10 第十五条の四 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する療養介護及び同条第十項に規定する施設入所支援(以下この条及び次条第一項第二号において「療養介護等」という。)を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるとときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

(障害福祉サービス)

11 第十六条 市町村は、十八歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。

(障害者支援施設等への入所等の措置)

12 第十七条 市町村は、十八歳以上の知的障害者に係る一般的障害者の福祉に関する事務(第十六条第一項第二号の措置に係るものに限る)並びに前条第一項第二号ロ及びハに掲載する事務を有する者であつて、知的障害者の福祉に関する事務に二年以上從事した経験を有するものもの

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

三 医師

四 社会福祉士

五 知的障害者の福祉に関する事業に從事する職員を養成する学校その他の施設で都道府県知事の指定するものを卒業した者

六 前各号に準ずる者であつて、知的障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの

(民生委員の協力)

7 第十五条の二 市町村は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者(配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。)の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うこと(次項において「相談援助」という。)を、社会的信望がありかつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

(知的障害者相談員)

8 第十五条の三 市町村は、知的障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、この章に規定する更生援護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業その他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、知的障害者が、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活及び社会生活を當むために最も適切な支援が総合的に受けられるよう、福祉サービスを提供する者又はこれらに参画する者の活動の連携及び調整を図る等の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

(支援体制の整備等)

9 第十五条の四 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する療養介護及び同条第十項に規定する施設入所支援(以下この条及び次条第一項第二号において「療養介護等」という。)を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるとときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

(障害福祉サービス)

10 第十六条 市町村は、十八歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。

(障害者支援施設等への入所等の措置)

11 第十七条 市町村は、十八歳以上の知的障害者に係る一般的障害者の福祉に関する事務(第十六条第一項第二号の措置に係るものに限る)並びに前条第一項第二号ロ及びハに掲載する事務を有する者であつて、知的障害者の福祉に関する事務に二年以上從事した経験を有するものもの

スを円滑に利用することができるよう配慮し、これらのサービスを提供する者その他の関係者との連携を保つよう努めなければならない。

12 第十八条 市町村は、十八歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。

(障害者支援施設等への入所等の措置)

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手続の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをしてすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。この期間は、この法律の施行の日から起算する。この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

8 附 則（昭和三九年七月一一日法律第一六九号）抄
(施行期日)
(経過規定)

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。
2 前三项に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

				1 (施行期日) この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。
		附 則 (昭和四四年六月二五日法律第五 一号) 抄	(施行期日)	この法律は、公布の日から施行する。
	第一条	この法律は、公布の日から施行する。	附 則 (昭和四八年七月二七日法律第六 附 則 (昭和四五年五月四日法律第四 号) 抄	この法律は、公布の日から施行する。
2 1	(施行期日)	この法律は、公布の日から施行する。	附 則 (昭和六〇年五月一八日法律第三 七号) 抄	この法律は、公布の日から施行する。
	(施行期日等)	この法律は、公布の日から施行する。		
2 1	この法律による改正後の法律の規定 (昭和六 十年度の特例に係る規定を除く) は、同年度 以降の年度の予算に係る国の負担 (当該国の負 担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以 下この項及び次項において同じ。) 若しくは補 助 (昭和五十九年度以前の年度における事務又 は事業の実施により昭和六十年度以降の年度に 支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年 度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和 六十年度以降の年度に支出すべきものとされた 国の負担又は補助を除く。) 又は交付金の交付 について適用し、昭和五十九年度以前の年度に おける事務又は事業の実施により昭和六十年度 以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭 和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に に基づき昭和六十年度以降の年度に支出すべきも のとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年 度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補 助で昭和六十年度以降の年度に繰り越されたも のについては、なお従前の例による。	この法律は、公布の日から施行する。		
3	この法律による改正後の法律の昭和六十年度			

に支出される国の負担又は補助、昭和六十年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度昭和六十一年度に繰り越されたものについては、昭和六十一年度に繰り越されたものについては、昭和六十一年度以前の例による。

附 則（昭和六一年五月八日法律第四六号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

この法律（第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。）による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十四年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に係るものにあつては、昭和六十一年度。以下この項において同じ。）以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度に繰り越されたものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業

の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される國の負担又は補助、昭和六十一年度以前の年度の國庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る國の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なほ從前の例による。

**附 則（昭和六一年一二月二六日法律第
一〇九号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

第五 第十四条の規定、第十五条の規定（身体障害者福祉法第十九条第四項及び第十九条の二の改正規定を除く。附則第七条第二項において同じ。）、第十六条の規定、第十七条の規定（児童福祉法第二十条第四項の改正規定を除く。附則第七条第二項において同じ。）、第十八条、第十九条、第二十六条及び第三十九条の規定並びに附則第七条第二項及び第十一條から第十三条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（その他の处分、申請等に係る経過措置）

第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第八条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為（以下この条において「处分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされていける許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた处分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 第一百五十五条から第一百九条までの規定の施行前に
された行政手続の処分に係るこれらの規定による
改正前の身体障害者福祉法第四十一条若しくは
第四十二条の規定による審査請求若しくは再審
査請求、老人福祉法第三十条若しくは第三十一
条の規定による審査請求若しくは再審査請求、
児童福祉法第五十八条の三若しくは第五十九条
(同法第五十九条の四第二項において準用する
場合を含む。)の規定による審査請求若しくは
再審査請求、精神薄弱者福祉法第三十条若しく
は第三十一条の規定による審査請求若しくは再
審査請求又は母子保健法第二十五条の規定によ
る再審査請求については、なお従前の例によ
る。

附則（平成元年四月一〇日法律第二二二号）抄

（施行期日等）
この法律は、公布の日から施行する。

第十三条（義務教育費国庫負担法第二条の改正規定に限る。）、第十四条（公立養護学校整備特別措置法第五条の改正規定に限る。）及び第十六条から第二十八条までの規定による改正後の法律の規定は、平成元年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。）について適用し、昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十三年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

第一条 この法律は、平成三年一月一日から施行

第一項中老人福祉法第二十一条、第二十四条及び第二十六条の改正規定、第二項中老人福祉法の目次の改正規定（「第三章 事業及び施設（第十四条—第二十条の七）」を「第三章 事業及び施設（第十四条 第二十条の七）／第三章の二 老人福祉計画（第二十二条の八—第二十条の十二）／」に改める部分

を除く。)、「第五章 雜則」を「第四章の三
有料老人ホーム」に改める改正規定、同法
第二十九条から第三十一条までの改正規定、
同条の次に三条及び章名を加える改正規定、
同法第三十八条及び第三十九条の改正規定、
同条を第四十一条とする改正規定、同法第三
十八条の次に二条を加える改正規定並びに同
法則に二条を加える改正規定、第三条中身
体障害者福祉法第三十七条の改正規定及び同
法第三十七条の二の改正規定(同条第四号を
改める部分を除く)、第五条中精神薄弱者福
祉法第二十二条の改正規定(同条第一号の次
に一号を加える部分に限る)、同法第二十三
条の改正規定(同条第二号の次に一号を加え
る部分に限る)、同法第二十五条の改正規定
(同条の見出しを改める部分及び同条に一項
を加える部分に限る)及び同法第二十六条
の改正規定(同条の見出しを改める部分及び
同条に一項を加える部分に限る)、第七十条中
児童福祉法第五十条から第五十三条の二まで
の改正規定(同条を第五十三条の三とし、第
五十五条の次に一項を加える部分に限る)、第七四条
第五十五条の改正規定、同条の次に一条を加
える改正規定及び同法第五十六条の改正規定
並びに第九条中社会福祉事業法第二条の改正
規定(「五十万円」を「五百万円」に改める
部分に限る)、同法第七十一条、第七四条
及び第七十五条の改正規定、同法第七十六条
を削り、第七十七条を第七十六条とする改正
規定、同法第七十八条の改正規定、同条を第
七十七条とし、同条の次に一条を加える改正
規定、同法第八十三条の改正規定並びに同法
第八十五条の改正規定(「一円」を「二十
万円」に改める部分を除く)並びに附則第
五条及び第六条の規定並びに附則第二十五条
中国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第
二百十九号) 第三条の改正規定 平成三年四
月一日

第十二条 この法律の施行の際現に第五条の規定による改正後の精神薄弱者福祉法（以下この条の各項において「新法」という。）第四条に規定する精神薄弱者居宅生活支援事業（同条第一項に規定する精神薄弱者地域生活援助事業を除く。）を行つてゐる国及び都道府県以外の者は、新法第十八条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「老人福祉法等の一部を改正する法律（平成二年法律第五十八号）」の施行の日から起算して三月以内にとする。

第十三条 この法律の施行の際現に新法第二十条の七に規定する精神薄弱者通勤寮又は新法第二十一条の規定による改正後の精神薄弱者通勤寮の運営に関する規則（以下この条の各項において「新規則」という。）の施行の際現に第五条の規定による改正後の精神薄弱者福祉法（以下この条の各項において「新法」という。）第四条に規定する精神薄弱者居宅生活支援事業（同条第一項に規定する精神薄弱者地域生活援助事業を除く。）を行つてゐる国及び都道府県以外の者は、新法第十八条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「老人福祉法等の一部を改正する法律（平成二年法律第五十八号）」の施行の日から起算して三月以内にとする。

会福祉事業法第六十四条第一項の規定により届け出た事項に変更を生じたものが、同日において、同条第二項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該変更を生じた日から一

月間は、同法第五十八条第一項の規定による届出をしないで、当該事業を従前の例により引き

2 続き経営することができる。
前項の規定により従前の例により引き続き精神薄弱者通勤寮等を經營することができる者が、当該変更を生じた日から一月間に、社会福祉事業法第六十四条第二項の規定による届出をしたときは、その者は、同法第五十八条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第十六条 この法律の施行の際現に精神薄弱者通勤寮等を經營している国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者であつて、この法律の施行の日前一月以内に社会福祉事業法第五十八条第二項に規定する事項に変更を生じたものが、同日において、同法第六十四条第二項の規

通一山
定による届出をしていないときは、その者は、当該変更を生じた日から一月間は、同法第五十八条第二項の許可を受けないで、当該事業を従前の例により引き続き経営することができる。

2 前項の規定により従前の例により引き続き精神薄弱者通勤寮等を経営することができる者が、当該変更を生じた日から一月間に、社会福

祉事業法第六十四条第一項の規定による届出を
しきじぎは、その者は、同法第五一八条第二項

寺
したときは、その者は同法第五十九条第一項の許可を受けたものとみなす。

第二十一条 (その他の経過措置の政令への委任)
この附則に規定するもののほか、こ

の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

についての都道府県及び国の補助は、なお従前の例による。

第五十六条 当分の間、知的障害者福祉法第九条
第二項中「第十六条第一項第二号の規定により入所措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定により入所若しくは入居の措置」と、「又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」とあるのは「若しくは独立行政法人国立重度知的障害者は「若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」と、「のぞみの園法」いう。」に入所して」とあるのは「のぞみの園法」という。)に入所し、又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第三項に規定する共同生活援助を行う住居に入居して」と、「救護施設」とあるのは「(同条第十七項に規定する共同生活援助を行なう住居の措置」と、「入所した」とあるのは「(入所若しくは入居をした」とする。
令和四年改正法第一条の規定による改正前の第十六条第一項第二号の規定により入所措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定により入所若しくは入居の措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定により入所若しくは入居をした」とする。
前項の規定により読み替えられた附則第五十五条第一項第二号の規定により入所若しくは入居の措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定により入所若しくは入居をした」とする。
下この項及び附則第五十八条において「新法」という。第九条第二項の規定は、同項に規定する特定施設(以下この項において「特定施設」という。)に入所又は入居をすることにより、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる新法第九条第二項に規定する特定施設入所知的障害者であつて、当該特定施設に入所又は入居をした際、当該特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に居住地を有していたと認められるものについて、適用する。

第一項第二号の規定による行政措置に要する費用についての市町村の支弁並びに都道府県及び國の負担並びに当該費用についての口力費等

「第四項」とあるのは「旧法附則第四項」とする。

法附則第四項の貸付金についても、適用する。この場合において、新知的障害者福祉法附則第五項「前項」つまり「国の補助金等の整

第五十八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前において現に存する旧法第五条第一項に規定する知的障害者援護施設（旧法第二十一条の五に規定する知的障害者デイサービスセンター及び旧法第二十二条の九に規定する知的障害者援護施設（旧法第二十一条の五及び旧法第二十二条の九を除く。以下この項及び次項において「知的障害者援護施設」という。）の設置者は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前までの間は、当該知的障害者援護施設につき、なお従前の例により運営をすることができる。

前項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた知的障害者援護施設については、当該知的障害者援護施設を障害者支援施設とみなして、新法の規定を適用する。ただし、旧法第二十二条の八に規定する知的障害者通勤寮については、新法第九条第二項及び第三項の規定は適用しない。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際理による旧法第十六条第一項第二号の規定による行政措置を受けて旧法第十五条の二十四第一項に規定する知的障害者更生施設等又はのぞみの園に入所している知的障害者は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日に、新法第十六条第一項第二号の規定による行政措置を受けて障害者支援施設又はのぞみの園に入所している知的障害者とみなす。

第五十九条 旧法第四条に規定する知的障害者は、談支援事業に從事する職員に係る旧法第十八条の二の規定による個人の身上に関する秘密を守らなければならない義務については、附則第二条第二号に掲げる規定の施行の日以後も、なお従前の例による。

第六十条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧法附則第四項の規定による旧法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下「旧法」という。）附則第四項と同法附則第六項から第八項までの規定中「前項」とあるのは、「障害者自立支援法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下「旧法」という。）附則第四項」と有する。この場合において、旧法附則第五項中「前項」とあるのは、「障害者自立支援法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下「旧法」という。）附則第四項」とは、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)
第一百二十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によるこしとされる場合におけるこの法律の施行後にしては、行為に対する罰則の適用については、なお従前例による。(その他の経過措置の政令への委任)
第二百二十二条 この附則に規定するもののほかこの法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(児童手当法等の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律による改正後の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)の負担(平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担を除く。)又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担については、なお従前の例による。

(知的障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行前に行われた第五条の規定による改正前の知的障害者福祉法(以下「旧知的障害者福祉法」という。)附則第四項の規定による国の貸付けについては、旧知的障害者福祉法附則第八項の規定は、この法律の施行後にも、なおその効力を有する。この場合において、同項中「附則第四項」とあるのは、「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第二号)」第五条の規定による改正前の知的障害者福祉法(以下「新知的障害者福祉法」という。)附則第五項、第六項及び第八項の規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた旧知的障害者福祉の例による。

五項中「前項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第二十号)。附則第八項において「一部改正法」という。)第五条の規定による改正前の知的障害者福祉法(以下「旧知的障害者福祉法」という。)附則第四項」と、新知的障害者福祉法附則第六項中「附則第四項」とあるのは「旧知的障害者福祉法附則第四項」と、新知的障害者福祉法附則第八項中「都道府県又は指定都市等」とあるのは「市町村又は都道府県」と「附則第四項」とあるのは「旧知的障害者福祉法附則第四項」と、「前項」とあるのは「一部改正法附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧知的障害者福祉法附則第八項」とする。(その他の経過措置の政令への委任)

第十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月七日法律第五十三条)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月五日法律第二五五号)

(施行期日)抄

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第四条から第六条までの規定並びに附則第八条及び第九条第一項の規定は、政令で定める。

布の日

(政令への委任)

第八条 附則第三条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二二年一二月一〇日法律第七十七条)

(施行期日)抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 第二条中「障害者自立支援法」を「次に規定する障害者自立支援法」とする改正規定(「第三十一条」を「第三十

八、百三十九条の三、第四十四条の二及び第五十二条の改正規定に限る。)、第一百四十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第十九条の改正規定を除く。)、第一百二十九条(市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。)、第一百三十二条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第四十条及び第九条の二の改正規定に限る。)、第一百三十三条(密集市街地における防火規制の改正規定に限る。)、第一百四十五条、第一百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第一百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条の改正規定に限る。)、第一百五十五条(都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。)、第一百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二十二条の改正規定を除く。)、第一百五十七条、第一百五十八条(景観法第五十七条の改正規定に限り改定する。)、第一百六十二条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(第二項第二号イ)を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。)並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。)、第一百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十一条第二項及び第五十六条の改正規定に限り改定する。)、第一百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。)、第一百六十九条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十二条の改正規定に限る。)、第一百七十四条(百七十八条、第八十二条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。)及び第八十七条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定(第四条第三項)を「第四条第四項」に改める部分を除く。)、同法第二十九条第四

項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四项、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十七条第一項及び第三项、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五十五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百十九条、第一百二十一条の二並びに第一百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日
(政令への委任)

二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに
附則第五条から第八条まで、第十六条及び
第二十五条に規定するものほか、この法律の
施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
十六条まで及び第十八条から第二十六条まで
の規定 平成二十六年四月一日

(政令への委任)

第十一条 附則第四条から前条まで、第十六条及び
第二十五条に規定するものほか、この法律の
施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月四日法律第五一
号) 抄

(施行期日)
(处分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定
について、当該各規定。以下この条及び次条
において同じ。)の施行前にこの法律による改
正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可
等の処分その他の行為(以下この項において
「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行
の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法
律の規定によりされている許可等の申請その他
の行為(以下この項において「申請等の行為」と
いう。)で、この法律の施行の日においてこ
れらの行為に係る行政事務を行うべき者が異な
ることとなるものは、附則第二条から前条まで
の規定又はこの法律による改正後のそれぞれの
法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置
に関する規定に定めるものを除き、この法律の
施行の日以後におけるこの法律による改正後の
それぞれの法律の適用については、この法律に
よる改正後のそれぞれの法律の相当規定により
された処分等の行為又は申請等の行為とみな
す。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前の
それぞれの法律の規定により国又は地方公共團
体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続
をしなければならない事項で、この法律の施行
の日前にその手続がされていないものについて
は、この法律及びこれに基づく政令に別段の定
めがあるもののほか、これを、この法律による
改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又
は地方公共團体の相当の機関に対して報告、届
出、提出その他の手続をしなければならない事
項についてその手續がされていないものとみな
して、この法律による改正後のそれぞれの法律
の規定を適用する。

(政令への委任)
第九条 附則第二条から前条までに規定するもの
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定
める。

**附 則 (平成二六年六月二五日法律第八
三号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年
四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただ
し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第
二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに
次条並びに附則第七条、第十三条たゞし書、第
第十八条、第二十条第一項たゞし書、第二十
二条、第二十五条、第二十九条、第三十一
条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、
第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規
定 公布の日

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第二
一号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 第五条及び第六条の規定並びに附則第五
条、第七条、第九条、第三十一条、第三十二
条、第三十四条及び第三十五条の規定 公布
の日

**附 則 (平成二八年六月三日法律第六
三号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から
施行する。

**附 則 (平成二八年六月三日法律第六
五号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施
行する。

**附 則 (平成二九年五月三一日法律第四
一号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から
施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の
規定は、公布の日から施行する。

法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 略

二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）

附則（令和四年一二月一六日法律第一〇四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条中精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）

第一条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定（「精神病質」を削る部分に限る。）並びに附則第三条、第二十三条及び第四十三条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第四条中児童福祉法第二十一条の五の七第一項、第三十三条の十八第一項、第三十三条の二十第五項及び第三十三条の二十二の改正規定並びに第三十三条の二十の次に二条を加える改正規定、第七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条中障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第五条、第二十条、第二十二条、第四十五条の三第二項、第三項及び第七項並びに第七十四条の三第四項の改正規定、第十三条中身体障害者福祉法第九条第二項から第四項までの改正規定並びに第十四条中知的障害者福祉法第九条第二項から第四項までの改正規定並びに附則第四条、第十条、第十二条、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第三十六条及び第三十七条の規定 令和五年四月一日

三 略

四 第三条の規定、第六条の規定、第八条中精神保健福祉法第四条第一項の改正規定、第十一条の規定、第十三条の規定（第二号に掲げる改正規定を除く。）、第十四条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）及び第十五条中精神保健福祉法第二条の改正規定（第五条第十八項）を「第五条第十九項」に改める部分に限る。）並びに附則第六条、第二十七条、第二十八条、第三十一条から第三十四条まで、第三十八条、第四十一条及び第四十二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（知的障害者福祉法による更生援護に関する経過措置）

第二十二条

第二号改正後障害者総合支援法附則第五十六条第一項の規定により読み替えられた第十四条の規定による改正後の知的障害者福祉法（次項において「第二号改正後知的障害者福祉法」という。）第九条第二項（以下この条において「読み替え後の新第九条第二項」という。）の規定は、第二号施行日以後に読み替え後の新第九条第二項に規定する特定施設（以下この条において「新特定施設」という。）に入所又は入居することにより、当該新特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる読み替え後の新第九条第二項に規定する特定施設入所等知的障害者について適用する。

2 第二号改正後障害者総合支援法附則第五十六条第一項の規定により読み替えられた第二号改正後知的障害者福祉法第九条第三項（以下この条において「読み替え後の新第九条第三項」という。）の規定は、第二号施行日以後に継続して新特定施設に入所又は入居することにより、当該新特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる読み替え後の新第九条第三項の知的障害者について適用する。

3 第二号施行日から令和六年三月三十一日までの間における読み替え後の新第九条第二項及び読み替え後の新第九条第三項の規定の適用については、読み替え後の新第九条第二項中「介護保険施設」とあるのは「介護保険施設」という。若しくは介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）と、「介護保険特定施設若しくは介護保険施設」とあるのは「介護保険特定施設、介護保険施設若しくは介護療養型医療施設」とし、読み替え後の新第九条第三項中「及び介護保険施設」とあるのは「介護保険施設及び介護療養型医療施設」と、「若しくは介護保険施設」とあるのは「介護保険施設若しくは介護療養型医療施設」とする。

（政令への委任）

第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。